

報告第10号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和元年6月21日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 44,280円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

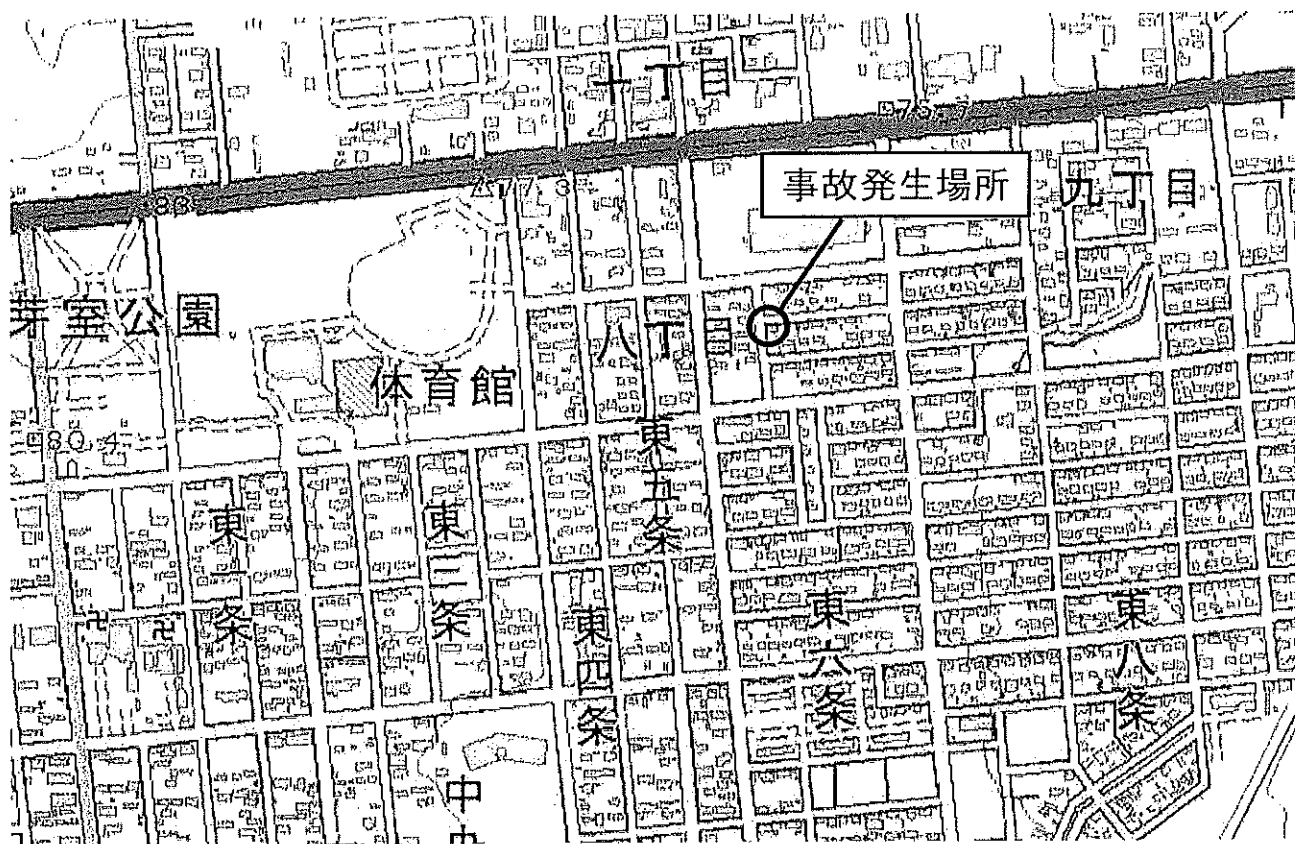
[REDACTED]

令和元年5月20日 専決処分

説 明

平成30年12月8日午前2時20分頃、町道弥生九丁目南仲通を東から西にかけて除雪作業中、町道東六条北本通との交差点を左折した際、車両の後方部が相手方敷地内の擁壁に接触し損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

至 国道38号

